

2020年6月16日

経済産業大臣

梶山弘志 殿

超党派 NPO 議員連盟
共同代表 中谷 元
共同代表 辻元清美

新型コロナウイルス感染症対応に係る NPO 法人等への 持続化給付金による支援に関する要望

今般の新型コロナウイルス感染症による NPO 法人への支援につきましてご理解をいただき、事業型の NPO 法人について持続化給付金の対象に加えていただいたことは高く評価し感謝申し上げます。

一方で、寄付金等で事業費を賄う NPO 法人につきましては、寄付や助成金の算入を認められない結果、持続化給付金の給付を受けることが困難となっております。また、収益事業を行っていない寄付型 NPO 法人は持続化補助金の対象となっております。

NPO 法が施行されて 20 年以上を経て、ようやく我が国にも寄付文化が根付き、社会的課題の解決のために寄付型 NPO 法人が貢献できるようになってきました。残念ながら、新型コロナウイルス感染症による経済の落ち込みを背景に、企業や個人からの寄付が減少し、今後しばらく回復する見通し也没有ありません。

このままでは、多くの寄付型 NPO 法人が活動を停止せざるを得なくなります。これらの NPO 法人は寄付や助成金により、財・サービスを提供しているわけですから、寄付及び助成金等も持続化給付金の要件算入対象とする特例を創設していただきますとともに収益事業を行っていない NPO 法人も持続化補助金の対象になるようお願い申し上げます。